令和８年（フ）第１５６１号
さいたま市西区三橋５丁目1052番地１　ガーデン瀬里奈103
債務者　成瀬　悠華
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６４２号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘４丁目13番24号
債務者　髙橋　謙治
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８５号
さいたま市見沼区大字蓮沼803番地６　エステートピアＫＫハイム103、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸280番地３　サンハイツ八幡Ｄ－101
債務者　堀間由紀子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４１２号
千葉県柏市南増尾４丁目２番24号　ウェルサンライズ柏、申立時の住所埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1089番地　八潮病院内（申立時の住民票上の住所）埼玉県川口市大字榛松599番地　サンライズ川口
債務者　忠鉢　泰如
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４２０号
埼玉県越谷市南町３丁目17番19号　彩光荘101
債務者　大沼　正勝
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１７３号
埼玉県所沢市大字荒幡59番地の６　パームハイツ103
債務者　陸　　根植
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１７４号
埼玉県所沢市大字荒幡59番地の６　パームハイツ103
債務者　前森恵美子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７８号
埼玉県狭山市大字東三ツ木108番地の１　シャトル新狭山116
債務者　松田　秀明
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６５０号
埼玉県川越市大字安比奈新田256番地17
債務者　樽角ふき子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６７４号
埼玉県入間市久保稲荷２丁目６番地６　クラヴィエ103
債務者　佐々木憲一
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８２号
埼玉県川越市脇田町28番地10　（エマーユ川越脇田407号室）
債務者　島田　　洋
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８７号
埼玉県川越市月吉町９番地７　（月吉町北団地Ｋ１号棟607号室）
債務者　中村　晴信
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７１８号
埼玉県入間市大字南峯358番地１　グリーンピアＡ102
債務者　松本　志苑
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２８９号
埼玉県深谷市上柴町西４丁目24番地３　福寿庵
債務者　松本　孝子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３１６号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3513番地８　ハイツポピーＡ棟103号
債務者　鈴木　優雅（旧姓波田野、市川）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３２４号
埼玉県大里郡寄居町大字露梨子290番地15、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字富田2934番地２
債務者　上島　　晃
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３４３号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3295番地７
債務者　松永　純佳
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部